

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第 1 号

令和 7 年 2 月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 1 月 3 0 日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者      西   田      三   十   五

- 1   期      日      令和 7 年 2 月 6 日（木）    午前 1 0 時 3 0 分    開議
- 2   場      所      佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○令和7年2月6日

○現在議員12名で次のとおり

|     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
| 1番  | 稲 | 田 | 敏 | 昭 |
| 2番  | 押 | 木 | 孝 | 和 |
| 3番  | 櫻 | 井 | 道 | 明 |
| 4番  | 板 | 倉 | 和 | 雄 |
| 5番  | 高 | 橋 | 秀 | 樹 |
| 6番  | 加 | 藤 |   | 弘 |
| 7番  | 小 | 高 | 良 | 則 |
| 8番  | 鈴 | 木 | 広 | 美 |
| 9番  | 今 | 井 | 定 | 男 |
| 10番 | 江 | 澤 | 眞 | 一 |
| 11番 | 岡 | 野 | 義 | 広 |
| 12番 | 齊 | 藤 | 一 | 郎 |

令和7年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

令和7年2月6日（木曜日）午前10時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第5号及び発議案第1号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

議案第4号 質疑、討論、採決

議案第5号 採決

発議案第1号 質疑、討論、採決

日程第4 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

1. 開会
2. 諸般の報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案第1号から議案第5号及び発議案第1号の上程、説明
6. 議案第1号の質疑、討論、採決
7. 議案第2号の質疑、討論、採決
8. 議案第3号の質疑、討論、採決
9. 議案第4号の質疑、討論、採決
10. 議案第5号の採決
11. 発議案第1号の質疑、討論、採決

12. 一般質問

13. 閉会

○出席議員（11名）

|     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
| 1番  | 稲 | 田 | 敏 | 昭 |
| 2番  | 押 | 木 | 孝 | 和 |
| 3番  | 櫻 | 井 | 道 | 明 |
| 4番  | 板 | 倉 | 和 | 雄 |
| 5番  | 高 | 橋 | 秀 | 樹 |
| 6番  | 加 | 藤 |   | 弘 |
| 7番  | 小 | 高 | 良 | 則 |
| 9番  | 今 | 井 | 定 | 男 |
| 10番 | 江 | 澤 | 眞 | 一 |
| 11番 | 岡 | 野 | 義 | 広 |
| 12番 | 齊 | 藤 | 一 | 郎 |

○欠席議員（1名）

|    |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|
| 8番 | 鈴 | 木 | 広 | 美 |
|----|---|---|---|---|

---

○説明のため出席した者の職氏名

|             |   |   |   |   |   |
|-------------|---|---|---|---|---|
| 管 理 者       | 西 | 田 | 三 | 十 | 五 |
| 副 管 理 者     | 北 | 村 | 新 | 司 |   |
| 副 管 理 者     | 小 | 坂 | 泰 | 久 |   |
| 会 計 管 理 者   | 花 | 島 | 英 | 雄 |   |
| 消 防 長       | 平 | 山 | 雅 | 己 |   |
| 次 長         | 前 | 橋 | 幸 | 雄 |   |
| 参事兼総務課長     | 柏 | 崎 |   | 哲 |   |
| 予 防 課 長     | 青 | 野 | 勝 | 美 |   |
| 査 察 調 査 課 長 | 木 | 村 |   | 茂 |   |
| 参事兼警防課長     | 戸 | 村 | 孝 | 伸 |   |
| 救 急 課 長     | 白 | 鳥 | 良 | 男 |   |
| 指揮指令課長      | 川 | 口 | 友 | 己 |   |
| 佐倉消防署長      | 和 | 田 | 光 | 功 |   |
| 志津消防署長      | 齋 | 藤 | 眞 | 一 |   |
| 八街消防署長      | 加 | 藤 |   | 晋 |   |
| 酒々井消防署長     | 矢 | 島 | 茂 | 樹 |   |

---

○議会事務局出席職員氏名

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 書 | 記 | 長 | 高 | 嶋 | 昌 | 治 |
| 書 |   | 記 | 田 | 中 | 直 | 樹 |
| 書 |   | 記 | 友 | 野 | 睦 | 美 |
| 書 |   | 記 | 高 | 島 | 秀 | 晃 |

## ◎開会及び開議の宣告

(午前10時32分)

○議長（櫻井道明） 始めに、佐倉市企画政策部秘書課より組合議会定例会において、議場における写真撮影の依頼があり、消防職員が撮影のため入室することを許可しておりますのでご報告をいたします。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数以上に達しております。したがって、令和7年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので開会をいたします。

---

## ◎諸般の報告

○議長（櫻井道明） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

管理者より専決処分について、また、監査委員より例月出納検査の結果について報告がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

続きまして、消防長より行政報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

消防長。

(消防長 平山雅己 登壇)

○消防長（平山雅己） 消防長の平山雅己でございます。お許しをいただきまして、令和6年中の災害活動状況につきまして報告をさせていただきます。配付させて頂いております行政報告資料の1ページをお開きください。はじめに、火災の概要についてでございますが、消防組合管内の出火件数は110件で、前年と比較して1件の増加となっております。昨年発生した建物火災は47件であり、総出火件数の42.7%を占めていることから、引き続き住宅用火災警報器の設置促進をはじめ、住宅防火対策の強化に取り組んでまいります。続きまして、2ページ上段の第2表をご覧ください。構成市町別の出火件数は、佐倉市が67件で3件の増加、八街市が37件で3件の増加、酒々井町が6件で5件の減少となっております。構成市町における火災種別ごとの出火件数は、第2-1表から第2-3表のとおりとなっております。続きまして5ページの下段第7表をご覧ください。火災による死傷者の発生状況でございますが、死者は、組合管内において30日死者を含め、佐倉市で2人、八街市で2人発生しております。負傷者は、組合管内において20人発生しており、佐倉市が7人、八街市が12人、酒々井町が1人で、前年と比較して9人の増加となっております。続きまして6ページの7出火原因をご覧ください。出火原因別では、放火、放火の疑いが最も多く22件で、次いでたき火が16件であることから、引き続き、放火火災防止対策を含め、火災予防に取り組んでまいります。

続きまして、救急業務の実施状況についてでございますが、8ページをご覧ください。救急出動件数につきましては1万6,199件で、前年と比較すると9件増加しており、出動件数は令和4年から3年連続して過去最多を更新している状況でございます。構成市町別では、佐倉市が1万451件で97件の減少、八街市が4,480件で15件の増加、酒々井町が1,268件で91件の増加となっております。なお、搬送人員は1万3,694人となっております、こちらも最多を更新している状況となっております。救急需要については、今後も新たな感染症の出現や高齢人口の増加等の要因により、増加することが予想されていることから、救急業務の

充実強化並びに救急自動車の適正利用について、あらゆる機会を通じて広報活動を実施してまいります。  
なお、9 ページから 12 ページに構成市町別救急活動状況等を掲載しておりますので、後ほどご高覧下さい。

続きまして 13 ページをご覧下さい。救助業務の実施状況でございますが、昨年の出動件数は 221 件で、前年と比較し 23 件の増加でございました。続きまして 14 ページをご覧下さい。事故種別においては、建物等による事故が 132 件で最も多く、次いでその他が 54 件となっております。

15 ページをご覧下さい。各種災害活動の概要でございますが、救急支援出動は、1,869 件であり、前年と比較すると 79 件減少しております。続きまして、16 ページをご覧下さい。緊急確認出動が 336 件、危険排除出動が 103 件、次に 17 ページの風水害出動が 1 件であり、構成市町別の出動件数につきましては、各表のとおりでございます。

続きまして 18 ページをご覧下さい。災害受信状況でございますが、ちば消防共同指令センターにおける災害受信、指令の状況について、消防組合管内の災害による 119 番通報等の受信件数は 2 万 272 件であり、そのうち救急が最も多く 1 万 3,613 件でございました。続きまして 21 ページをご覧下さい。ちば消防共同指令センターにおいて、消防組合へ出動のため指令を送出した件数については、火災が 228 件、救急が 1 万 4,360 件、次のページでございますが、救助が 268 件、その他が 3,080 件となっており、災害種別ごとの指令状況は、21 ページ、22 ページの各表に掲載をしております。続きまして 24 ページをご覧下さい。応援出動の状況でございますが、消防組合救急隊が他市へ応援出動した件数は 251 件で、その内、出動可能な救急隊が無い場合のゼロ隊事案は 166 件、救命に不可欠であると判断される救命事案は 85 件となっております。なお、隣接消防本部別の推移につきましては、第 1 表に掲載のとおりでございます。25 ページをご覧下さい。受援出動の状況でございますが、他市からの受援出動は 114 件で、ゼロ隊事案が 69 件、救命事案 45 件となっております。構成市町別では、佐倉市に 74 件、八街市に 37 件、酒々井町に 3 件となっております。

以上で、令和 6 年中の災害活動状況について報告を終わります。なお、議員諸氏におかれましては、引き続き、消防組合の行政運営にご理解とご協力を賜りますようお願いをいたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（櫻井道明） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 73 条の規定により、議席番号 9 番、今井定男議員、議席番号 10 番、江澤眞一議員の両名を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（櫻井道明） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎議案第1号から議案第5号及び発議案第1号の上程、説明

○議長（櫻井道明） 日程第3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第5号まで及び発議案第1号の6件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第5号まで及び発議案第1号の6件を一括議題といたします。

議案第1号から議案第5号までの提案理由の説明を求めます。

管理者。

（管理者 西田三十五 登壇）

○管理者（西田三十五） 本日、ここに令和7年2月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを心から感謝申し上げます。

それでは、只今から本定例会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。また、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に踏まえ、当消防組合職員の令和7年度以降の給与について国及び千葉県に準じた所要の改正を行うものでございます。

議案第3号 令和6年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ108万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億1,443万3,000円とするものでございます。

議案第4号 令和7年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億9,140万7,000円とするもので、予算の総額は歳入歳出それぞれ前年度と比較して、7,750万9,000円の増、率にして1.5%の増でございます。

議案第5号 監査委員の選任についてでございますが、監査委員の任期満了に伴う選任について、議会の同意を求めるものでございます。

以上、本定例会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては、担当者から説明をいたしますので、何卒、慎重にご審議のうえ、可決くださいますようお願いいたします。

願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井道明） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

（次長 前橋幸雄 登壇）

○次長（前橋幸雄） 消防本部次長の前橋幸雄でございます。提案理由の細部の説明をさせていただきます。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。1改正の要旨につきましては、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。2改正の内容につきましては、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたことにより、本条例に引用している字句を改めるものでございます。施行日につきましては、令和7年6月1日から施行するものでございます。なお、所要の経過措置に関する規定を設けます。以上で議案第1号の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。1改正の要旨につきましては、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。また、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、当消防組合職員の令和7年度以降の給与について、国及び千葉県に準じた所要の改正を行うものでございます。2改正の内容につきましては、（1）改正法の公布に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたことにより、本条例に引用している字句を改めるものでございます。（2）給料表を改定いたします。

（3）職務の級が8級である者の昇給は、勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとします。（4）諸手当につきましては、ア配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の額を1万3,000円に引き上げます。なお、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、2年をかけて実施いたします。イ管理職員特別勤務手当の支給時間帯を午後10時から午前5時までに拡大いたします。ウ定年前再任用短時間勤務職員に対し、住居手当を支給します。施行日につきましては、令和7年4月1日から施行し、拘禁刑に係る規定は令和7年6月1日から施行するものでございます。なお、所要の経過措置に関する規定を設けます。以上で、議案第2号の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第3号 令和6年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございます。補正予算書の1ページをご覧ください。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ108万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億1,443万3,000円といたそうとするものでございます。次に、第2条繰越明許費及び第3条債務負担行為の補正並びに第4条地方債の補正につきましては、3ページに進んでいただき、第2表繰越明許費の千葉県防災行政無線再整備工事負担金につきまして、使用する部品の一部が受注停止になり年度内に完了しないため、繰越明許費により令和7年度に繰り越すものでございます。続きまして、第3表債務負担行為補正でございますが、人事給与健康管理システム賃貸借事業につきまして、令和6年度中から事業を開始するため、債務負担行為を追加補正させて

頂き、令和7年3月中に契約をいたそうとするものでございます。なお、令和6年度中の支出はございません。続きまして、第4表地方債補正でございますが、上段の消防車両等整備事業は、消防車両3台、消防救急デジタル無線機更新事業及びちば消防共同指令センター全体更新負担金、下段の消防庁舎整備事業は、佐倉消防署臼井出張所庁舎大規模改修工事で、いずれも事業費確定に伴う組合債の減額でございます。次に、歳入歳出補正額の内訳につきましては、6ページ以降の事項別明細書によりご説明をさせていただきます。8ページをご覧ください。2歳入でございますが、3款1項1目国庫補助金は、酒々井消防署配置の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の更新で、消防防災体制等整備費補助金の補助基準額の改定に伴う、552万4,000円の増額でございます。5款1項1目利子及び配当金の15万1,000円は、財政調整基金預金利子でございます。7款1項1目財政調整基金繰入金は、歳出予算の人件費、備品購入費等の一般財源不足分につきまして、財政調整基金を充当するもので5,913万8,000円の増額でございます。9款2項1目雑入は、損害賠償等請求事件に係る解決金で、1,850万円の増額でございます。10款1項1目組合債は、消防車両3台、消防救急デジタル無線機更新事業、ちば消防共同指令センター全体更新負担金、佐倉消防署臼井出張所庁舎大規模改修工事の事業費確定に伴う、8,440万円の減額でございます。続きまして、9ページに進んでいただき、3歳出でございますが、2款1項1目一般管理費は、15万1,000円の増額で、財政調整基金預金利子を一般会計に積み立てるものでございます。3款1項1目常備消防費は、4,469万7,000円の増額で、内訳といたしまして、2節給料、3節職員手当等の人件費関係は、4,765万円の増額で、給与改定、期末手当及び勤勉手当の支給率改定に伴う増でございます。17節備品購入費は、消防車両3台、消防救急デジタル無線機更新で、事業費確定に伴う1,255万7,000円の減額でございます。18節負担金、補助及び交付金は、ちば消防共同指令センター全体更新負担金の事業費確定に伴う、889万6,000円の減額でございます。22節償還金、利子及び割引料は、消防防災通信基盤整備費補助事業償還金、1,850万円の増額で、損害賠償等請求事件に係る解決金を、国庫補助金及び構成市町に償還するものでございます。3款1項2目庁舎建設費は、佐倉消防署臼井出張所庁舎大規模改修工事及び監理業務委託の事業費確定に伴う4,593万5,000円の減額でございます。10ページ以降の給与費明細書、債務負担行為及び地方債に関する調書につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。以上で議案第3号の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第4号 令和7年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算についてでございます。予算書1ページをご覧ください。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億9,140万7,000円といたそうとするものでございます。第2条の地方債につきましては、4ページをご覧ください。第2表地方債、消防車両等整備事業といたしまして、限度額で5億4,140万円、内容につきましては、6ページ以降の事項別明細書によりご説明をさせていただきます。7ページをご覧ください。始めに、2歳入といたしまして、1款1項1目常備消防費分担金、本年度予算額44億807万1,000円で、前年度と比較し1億1,573万2,000円の増で、構成市町ごとの分担金につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。1款1項2目長期債償還分担金、本年度予算額3億1,638万円で、前年度と比較し3,371万9,000円の減で、組合債償還に伴う構成市町分担金でございます。なお、構成市町ごとの分担金につきましては、説明欄に記

載のとおりでございます。2款1項1目手数料は、本年度予算額 200 万円、前年度と同額でございます。

8 ページに進んでいただき、5 款2項1目物品売払収入、本年度予算額 55 万円で、前年度と比較し 5 万 5,000 円の減で、内容は令和 6 年度更新車両 2 台分の売払いでございます。7 款1項1目財政調整基金繰入金、本年度予算額 1,000 万円、前年度と同額でございます。9 ページに進んでいただき、9 款2項1目雑入、本年度予算額 1,300 万円、前年度と同額でございます。10 款1項1目組合債、本年度予算額 5 億 4,140 万円で、前年度と比較し 1,330 万円の増でございます。内容は、第 2 表地方債でご説明をさせて頂いた消防車両等整備事業は、消防車両 3 台、ドローン及び災害時オペレーションシステム、消防救急デジタル無線機更新事業、消防救急無線再整備事業負担金、ちば消防共同指令センター全体更新負担金でございます。

10 ページに進んでいただき、3 歳出でございますが、1 款1項1目議会費、本年度予算額 113 万 6,000 円で前年度と比較し 56 万 6,000 円の減でございます。2 款1項1目一般管理費、本年度予算額 254 万 6,000 円で前年度と比較し 245 万 7,000 円の減でございます。2 款2項1目監査委員費、本年度予算額 12 万 1,000 円で前年度と同額でございます。3 款1項1目常備消防費、別冊の令和 7 年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算案資料によりご説明をさせていただきます。予算案資料の 3 ページをご覧ください。2 の歳出予算性質別状況右欄の常備消防費の欄をご覧ください。職員の給料、手当及び共済費等の人件費は、本年度予算額、40 億 3,030 万 7,000 円、前年度と比較し 1 億 1,754 万 2,000 円、3 % の増でございます。次に物件費は、本年度予算額 4 億 6,800 万 9,000 円、前年度と比較し 1 億 2,264 万 6,000 円、35.5 % の増でございます。次に、庁舎修繕等の維持補修費は、本年度予算額 1,200 万円、前年度と比較し 110 万円、8.4 % の減でございます。次に、補助費は、負担金等で本年度予算額 3 億 5,880 万 8,000 円、前年度と比較し 1 億 6,923 万 4,000 円、89.3 % の増でございます。次に、消防車両等整備事業の普通建設事業費は、本年度予算額 1 億 10 万円、前年度と比較し 3,889 万 6,000 円、28 % の減で消防車両 3 台の更新でございます。以上、常備消防費、本年度予算額 49 億 6,922 万 4,000 円、前年度と比較し 3 億 6,942 万 6,000 円、8 % の増でございます。次に常備消防費の令和 7 年度の主な事業につきまして、5 ページをご覧ください。5 の主要事業の概要、初めに志津消防署配置の消防ポンプ自動車の更新で、事業費は 5,038 万円でございます。次に佐倉消防署配置の高規格救急自動車の更新で、事業費は 2,486 万円でございます。次に八街消防署配置の高規格救急自動車の更新で、事業費は 2,486 万円でございます。次に高度救命処置用資機材の更新で事業費は 1,480 万 3,000 円でございます。次にドローンの更新で、事業費は 151 万 8,000 円でございます。次に消防救急デジタル無線機の更新で、事業費は 1 億 5,079 万 6,000 円でございます。次に補助費関係の入校及び研修負担金は、消防大学校、千葉県消防学校等の入校経費で、63 人 1,459 万 7,000 円でございます。6 ページに進んでいただきまして、下から 3 行目のちば消防共同指令センター全体更新負担金は、当消防組合負担額として、2 億 4,210 万 6,000 円でございます。次に消防救急無線再整備事業負担金は、当消防組合負担額として 3,662 万 3,000 円でございます。以上が令和 7 年度の主な事業でございます。なお、予算書の 16 ページ以降に給与費明細書、債務負担行為及び地方債に関する調書、その他予算案資料の 7 ページ以降の長期債償還内訳につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。以上で議案第 4 号の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第5号 監査委員の選任についてでございますが、人事案件でございますので説明を省略させていただきます。以上で、提案理由の細部の説明を終わりにさせていただきます。

○議長（櫻井道明） 発議案第1号の提案理由の説明を求めます。

議席番号6番 加藤弘議員

（議席番号6番 加藤弘 登壇）

○6番（加藤弘） 議席番号6番、加藤弘です。発議案第1号の提案理由の説明を申し上げます。なお、提出者は押木孝和議員、江澤眞一議員、そして私、加藤弘でございます。

発議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正並びに刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。施行期日は、令和7年6月1日とし、第2条第10項及び第12条第5項の改正規定にあっては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行するものであります。以上、皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

---

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第1号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第2号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第3号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第4号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の採決

○議長（櫻井道明） 議案第5号についてでございます。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。よって議案第5号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

#### ◎発議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 発議案第1号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより発議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上を持ちまして、本会議に付議されました案件は、終了いたしました。

---

◎一般質問

○議長（櫻井道明） 日程第4、一般質問を行います。

議席番号2番、押木孝和議員の質問を許します。

押木孝和議員。

（議席番号2番 押木孝和 登壇）

○2番（押木孝和） 議席番号2番、押木孝和でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、消防職員がその能力を最大限に発揮し、安全で持続可能な組織運営を実現するため、職員の労働時間及び健康管理等についてと、職員のモチベーション向上についての2点について詳細に質問をさせていただきます。

消防職員の方々は地域住民の安全を守るために日々献身的に働かれており、その業務は非常に重要でございます。しかし、その一方で長時間労働や不規則な勤務が常態化し、職員の健康や職場環境にさまざまな課題が存在していると聞いております。このような状況におきまして、労働環境の改善と健康管理の強化は、消防活動の質を維持するためにも必要不可欠であります。消防組織の持続可能な運営を実現するために、職員の労働環境や健康管理が重要な要素となります。そのような観点から現状や課題、そして改善に向けた取り組みについて、1点目を5項目に分けてお伺いをさせていただきます。まず、新規職員の採用数と離職者数についてお伺いをいたします。これらは人材確保と育成の成果を示す重要な指標だと考えております。前回12月議会でもお聞きをいたしまして、消防吏員定数を増員したが、計画どおりの人材が集まらず定員を大幅に下回っているとのことでしたが、直近3年間の推移を明らかにし、これに影響を及ぼしている要因をどのように分析されているのかお伺いいたします。また、離職防止策や採用強化策が講じられている場合、その具体的な内容についてもお伺いをいたします。次に、職員の労働環境について伺います。勤務時間や超過勤務の実態、休暇の取得や健康診断結果などの現状を踏まえ、特に問題点とされている部分やそれらの改善に向けた現在の施策について具体的に伺いたいと思います。昨年12月25日に千葉県にインフルエンザ警報が発令される中、年末年始に救急出動がひっ迫したと聞いております。その期間、職員の方は休めない、仮眠できない、食事も取れないという状況であったと伺っております。勤務時間や超過勤務の実態、健康診断結果について現在の労務管理の状況についてはどのようになっているのかお伺いをいたします。次に消防組合の円滑な運営を進めるためには、事務業務の効率化が不可欠だと考えます。限られた人員や予算の中で、より効果的に業務を遂行するために、消防組合における事務作業の現状と課題について、特に非効率的な業務の状況をお聞きいたします。また、現在実施されております効率化施策、例えばデジタル技術の活用や業務プロセスの見直しについてお伺いをいたします。次に千葉県

内の消防本部においても、消防職員の夜間勤務について具体的な施策が進行中であり、特に夜間勤務の負担軽減に関する意見が多く寄せられていると伺っております。千葉県内に限らず、全国的にも消防職員の夜間勤務を見直し、一斉仮眠が導入されており、それが職員の健康や労働環境の改善に寄与するとの見解もあります。また、消防団活動においても、団員の健康管理や労働環境の改善が重要視されており、地域の安全を守るための持続可能な活動が求められております。今後、具体的な施策や実施状況について職員の健康維持や負担軽減の観点から、夜間勤務について検討が進むことが考えられますが、一方で、夜間の緊急対応体制を維持する必要性もあります。この点につきまして、夜間勤務の現状の方針や検討状況についてお伺いをいたします。また、元気な消防職員でも、救急や災害現場等で活動した際、その現場状況から強い精神的ショックを受けることで生じる惨事ストレスがありますが、当組合でも、惨事ストレス対策要綱がございますが、現状とそのようなストレスを受けた職員に対する具体的な対応についてお伺いをいたします。

続きまして2点目として、職員のモチベーション向上についてお伺いをいたします。公平かつ透明性のある評価制度の運用やインセンティブの付与などを通じて、職員が意欲的に業務に取り組める環境を構築する必要があります。職員のモチベーションを高めることは、組織の活力を維持するために非常に重要であると考えます。まずは、当消防組合では他に先駆けて平成18年に人事評価制度を導入されておりますが、処遇等に反映されていないと聞いております。構成市町役場においては処遇に現在反映されており、他の消防本部においても昇任や異動、手当等に反映されているかと思えますけれども、現在の人事評価基準や運用状況、そして評価結果が処遇にどのように反映されているのかお伺いをいたします。次に、組合職員の交通事故に係る懲戒処分等の基準に関する規程についてお伺いをいたします。その運用につきましては、例えば、事故の損害額が規定されているなど厳しい内容も含まれていると認識はしております。ただ本規程が適切に運用されることで、職員の規律が保たれるとともに、公平性や透明性も確保されることが重要と考えます。そこでお伺いをいたしますが、この規程の運用や基準について、県内の他の消防本部や構成市町との情報交換や意見交換は行われているのでしょうか。また、情報交換を行っている場合、それに基づいた規程の改正や見直しについての考えをお聞かせください。以上の点につきまして、具体的な現状と改善策を明らかにすることで、消防組織が持続可能かつ効果的な運営を実現できると考えております。適切な人材確保と育成、職員の健康管理、業務効率化と人事評価の処遇への反映の実現に向けた取り組みについて、明確なご答弁をお願い申し上げます。以降の質問は自席にて行います。

○議長（櫻井道明） 総務課長。

（総務課長 柏崎哲 登壇）

○総務課長（柏崎哲） 総務課長の柏崎哲でございます。ただいまの押木孝和議員のご質問にお答えさせていただきます。一つ目の職員の労働時間及び健康管理等についてでございますが、まず新規職員の採用数と離職者数につきましては、令和4年度から令和6年度までに新規の職員採用は65名でございます。これに対しまして、退職者は63名で、そのうち定年退職以外の退職者が複数あったことから、年度途中において追加採用を行うなど対応したところでございますが、当初予定をしておりました退職者を上回ることが

要因となり、現在の職員定数 415 名に対して、定数外職員を除く実員は下回っておる状況でございます。離職防止対策といたしましては、各種研修等を活用するなどしており、採用強化策といたしましては、総務省消防庁の女性消防吏員活躍推進モデル事業の受託やインターンシップの開催、大学、専門学校等と連携した採用説明会を開催するなど、採用促進に努めております。次に、職員の労働環境についてでございますが、救急隊員の労務管理については、令和 5 年 7 月 31 日に救急隊員の救急需要ひっ迫時における労務管理の指標について通知をしたところでございますが、現状として救急隊は、連続した、また長時間の救急出動に対応しているところでございます。救急隊員においては、臨時的な特別の事情により、時間外勤務が月 45 時間を超える場合がございます。関係条例及び規則により、また法令に基づく職員の健康診断結果を管理し、必要に応じて産業医の健康相談を行うなど労務管理に努めております。続きまして消防組合における事務業務の効率化についてでございますが、現在、火災、救急等の統計、予防、総務、人事、財務それぞれの業務につきまして、個別のシステムにより運用をしており、特に、人事、給与、職員の健康管理業務におけるシステムについては、オンライン化がされておらず、紙ベースでの手入力やデータのバックアップが不十分であるなど、早急の対策が必要な状況がございました。こうした中、国の自治体 DX 推進を踏まえ、令和 8 年度に、人事、給与、健康管理システムを統合して一部電子決裁の導入など、システム更新を行う予定であり、大幅な改善が見込まれております。また、その他のシステムにつきましても、適切な時期に必要な見直しを行い、事務の効率化について検討してまいります。次に、夜間勤務についてでございますが、消防職員の職務は、火災等の災害出動のため 24 時間即応体制を維持しなければならないという特殊性を有していることから、午後 10 時から午前 5 時までの夜間帯についても、災害に備え待機をし、そのうち交代で勤務に就いております。これまで夜間勤務については、消防職員委員会への提案や所属長会議において議題として検討がされ、昨年度、夜間勤務のあり方検討会を発足させたところでございます。指揮指令課やちば消防共同指令センターなど、一部 24 時間体制での勤務が必要な部署があるものの、少人数で勤務する出張所での夜間勤務のあり方について具体的に検討を行い、災害出動のための即応体制を維持したうえで、職員の健康対策について検討してまいります。また、惨事ストレス対策につきましては、消防組合健康管理規程のほか、惨事ストレス対策要綱により支援体制を整えており、これまでも当該要綱に基づき、総務省消防庁の緊急時メンタルサポートチームの派遣を要請し対応した事案もございます。

続きまして、2 点目の職員のモチベーション向上について、一つ目の人事評価制度についてでございますが、現在、消防組合における人事評価については、昇任候補者試験の合否決定を判断する科目等に反映をしており、また、給与については、条例、規則において、勤務成績により昇給号給を規定しておりますが、人事評価の結果は直接反映されていないのが現状でございます。最後に消防組合職員の交通事故に係る懲戒処分等の基準に関する規程についてでございますが、消防組合の条例、規則、規程等につきましては、関係法令に基づき、構成市町にて定められた条例等も参考といたしまして、必要に応じて千葉県、また他の消防本部へ情報提供を依頼するなど対応をしております。当該規程につきましても、関係法令の改正等により必要に応じ、適切に対応してまいります。以上でございます。

○議長（櫻井道明） 押木孝和議員。

○2番（押木孝和） はい、大変にありがとうございました。何点か再度お伺いさせて頂きたいと思えます。現状として救急隊は連続した、また長時間の救急出動に対応しているとのことですが、休暇取得の状況についてちょっとお伺いしたいと思います。加えまして、令和5年10月議会にて救急需要のひっ迫について質問をさせて頂いたところ、救急需要の増加に伴い、業務の複雑多様化に対応するため、令和5年4月の組織機構改革により、消防本部に救急課を設置し日勤の特別救急隊を設置したとありましたが、どのように機能しているのか、また近隣の消防本部では、救急隊を特別編成していたところもあったようですが、当消防本部では、そのような編成を組んでいなかったのかお伺いをいたします。次に惨事ストレス対策につきましては、消防組合健康管理規程のほか、惨事ストレス対策要綱により対応されているとのことですが、惨事ストレスによって体調を崩す前にですね、予兆を確認することができます。現在、隊員にストレス反応の兆候が見られた場合は、管理職の判断になるようですが、判断が人によって異なることがないようにですね、支援プログラムや相談窓口、教育訓練プログラム、フォローアップの方法などがある、より具体的な規定を設けてはどうかと思いますが、お伺いしたいと思います。また、現在、人事評価基準や運用状況、そして評価結果が処遇に反映されていないとのご答弁でしたけれども、職員が評価制度に納得感を持ち、モチベーション向上につながるような施策についての計画があれば、その内容をお伺いをいたします。最後に、交通事故に係る懲戒処分等の基準に関する規程の改正や見直しについて、関係法令の改正により必要に応じて、適切な改正について対応していくとのことでしたけれども、適正な処分は必要かと思いますが、処分だけではなくてですね、無事故なら表彰制度を設けるなども考えても良いのではないかと思います、お考えをお伺いいたします、以上です。

○議長（櫻井道明） 総務課長。

（総務課長 柏崎哲 登壇）

○総務課長（柏崎哲） 総務課長の柏崎哲でございます。まず、休暇の取得状況についてでございますが、通年、ほぼ全ての職員が取得する休暇といたしまして、年次有給休暇と夏季における特別休暇6日がございます。令和5年度の年次有給休暇の取得実績といたしましては、職員1人あたり平均で約11日となっております。次に救急課設置の特別救急隊については、救急需要が一時的に増大した場合に非常用車両で運用をするほか、多数傷病者発生事故など大規模災害時の救急指揮を担う等の対応、また、当消防組合の救急需要の増加を受け、特定の署所への試行配備を行い、諸課題の抽出と検証の実施、さらには救急隊員の教育を行うなど、救急業務の管理と高度化推進を目的として設置をしております。なお、昨年末から本年はじめにかけての特別編成は行っておりません。次に惨事ストレス対策についてでございますが、災害による惨事ストレスは、現場活動中にストレスを受け、活動後も強いストレス反応を長期間残存させることもございます。初動から継続的なケアが行えるよう、ご指摘いただきました支援プログラムや相談窓口、教育、訓練プログラムなど、より具体的な対策について検討をしております。次に人事評価制度の施策についてでございますが、昨年度まで各職位に沿った人事評価研修を行なった結果、消防組合の人事評価制度について、一定の見直しが検討されるところであり、適切な運用ため、客観性、公平性の確保を目的として、他の自治体の状況を調査するなど、情報収集と検討を行っております。消防という業務の特殊性

における評価の困難性を踏まえて、適切な人事評価のための制度設計について検討をしてみたいです。また、職員の表彰につきましては、消防組合表彰規則、また消防組合消防表彰規則により定められております。規則、また、その取扱いについて、引続き適切に運用されるよう検討をしてみたいです。以上でございます。

○議長（櫻井道明） 押木孝和議員。

○2番（押木孝和） ありがとうございます。最後にこれは要望になりますけれども、近年、全国各地で突発的な災害や事故が相次いでおります。先日も埼玉県八潮市で道路陥没事故が発生をいたしまして、市民の安全を脅かしております。こうした予測不能な事態に迅速かつ的確に対応するためには、消防、救助隊の訓練環境を整備し、実戦さながらの訓練を重ねることが不可欠であると思っております。当消防本部では、限られた訓練環境の中でも懸命に鍛錬を続けられ、その成果が昨年8月に酒々井町で発生した事故の際にも遺憾なく発揮され、迅速な救助活動により、尊い命が救われたと聞いております。また、以前行われました佐倉消防の土砂災害対応訓練の様子を公明党の平木大作参議院議員が視察され、現場で隊員たちの具体的な訓練の様子を目の当たりにされて、その高い使命感と技術力に深く感銘を受けられたようでありました。同時に、隊員たちが抱える訓練場所の不足という切実な問題を聞かれまして、昨年12月23日に開かれました国会の災害対策特別委員会において、八街市で開催された災害対応訓練について具体的に紹介され、そのような訓練の必要性和場所の不足の声があることを言われたうえで、国で救助訓練の場を確保する支援をする必要性を強く訴えてくださいました。消防、救助活動の充実には、隊員が十分な訓練を積める環境が不可欠であると思いますし、それを支える制度と設備の整備が急務であります。国の支援を待つのではなくてですね、まず構成市町が一体となり、訓練施設の確保、拡充を実現しなければならないと思っております。本日は管理者、副管理者もおられますので、ぜひ訓練場所や施設の確保にご尽力いただけるようお願いを申し上げます、私の質問を終了いたします。大変にありがとうございました。

○議長（櫻井道明） これにて、議席番号2番、押木孝和議員の一般質問を終結いたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（櫻井道明） 以上を持ちまして、令和7年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

(午前11時42分)

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長            櫻   井   道   明

署名議員        今   井   定   男

署名議員        江   澤   眞   一